



A-PLAT

気候変動適応情報プラットフォーム
CLIMATE CHANGE ADAPTATION INFORMATION PLATFORM



気候変動適応研修（初級コース）

地域気候変動適応計画の 目的と考え方

令和3年7月30日



CCCA
Center for Climate Change Adaptation

国立研究開発法人
国立環境研究所
National Institute for Environmental Studies

国立環境研究所 気候変動適応センター

このパートでは、

- ・地域気候変動適応計画はどういうものか(概要)
- ・なぜ地域気候変動適応計画を策定しなければならないのか？

についてお話しします。

気候変動適応法の施行

[平成三十年法律第五十号]
平成30年6月13日公布
平成30年12月1日施行

| 2

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化
- 国は、各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定（H30年11月27日閣議決定）。その進展状況について、把握・評価手法を開発
- 環境省が、**気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定

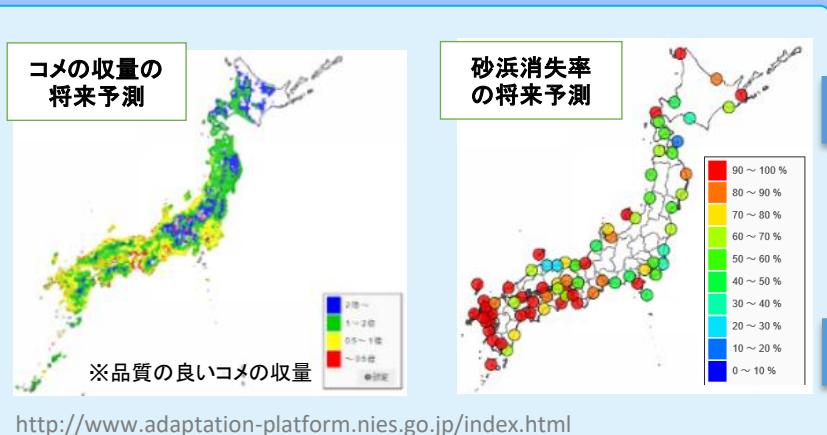
各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



- 高温耐性の農作物品種の開発・普及
- 魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
- 堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
- ハザードマップ作成の促進
- 熱中症予防対策の推進

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国環研を位置付け**



3. 地域での適応の強化

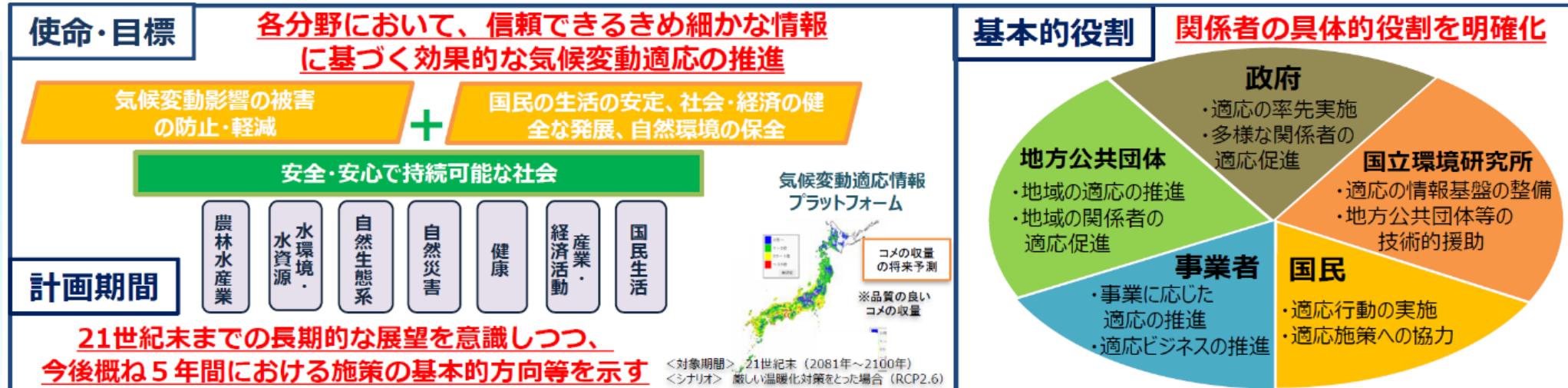
- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画策定の努力義務**
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保
- 広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進

国の気候変動適応計画が閣議決定（平成30年11月27日）

3



4

地域の実情に応じた気候変動適応を推進する

地域計画の策定支援、広域協議会の活用

今、緩和（CO₂排出量の削減）を頑張っているから、適応なんて必要ないでしょ？

| 4

NOです！

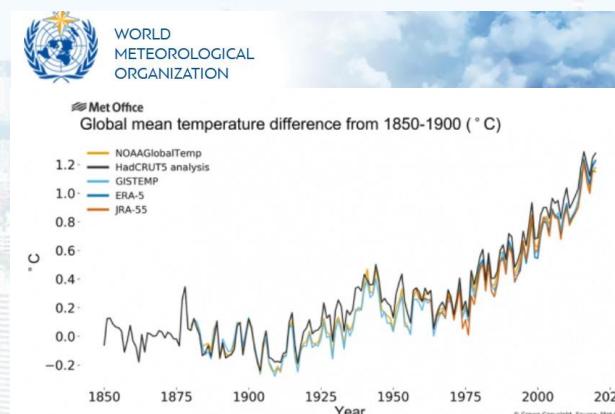
- ・これまでCO₂を排出してきましたし、これからもすぐにCO₂排出が止まるわけではありません（将来的に正味排出量ゼロを達成できるかどうか現時点で確認はありません）ので、**これからも**（少なくとも数十年は）**気候変動は進行していくことになります。**
- ・そのため、気候変動に「適応」することは必須です！

WMO（世界気象機関）は2020年は産業革命以前より+1.2°Cだったと発表



IPCC「1.5°C特別報告書」 (2018.10)

2050年カーボンニュートラル
の根拠



All five datasets surveyed by WMO concur that 2011-2020 was the warmest decade on record, in a persistent long-term climate change trend. The warmest six years have all been since 2015, with 2016, 2019 and 2020 being the top three. The differences in average global temperatures among the three warmest years – 2016, 2019 and 2020 – are indistinguishably small. The average global temperature in 2020 was about 14.9°C, 1.2 (± 0.1) °C above the pre-industrial (1850-1900) level.

2020 was one of three warmest years on record

Tags: El Niño / La Niña Climate change

15 Published 15 January 2021

Press Release Number: 14012021

En

別に計画を立てなくても実際に大きな問題はないでしょ？

| 5

暑くなってきたら、皆がそれぞれに何かしら対応するでしょ？

NOです！

- ・対策には時間がかかるものもあり、それらは影響が出てきてから対応しては手遅れです。
- ・気候変動及びその影響に関する将来予測が、科学的に示されてきています。
- ・今の皆さんの地域では、それに対して適切に備えられているでしょうか？**備えられているかどうかをまずは確認してください。**その上で不足していると考えられる点に對しては、**追加的な対策を検討してください。**
- ・皆さんがある地域の将来のことを曖昧なままにせず、**最新の科学的な知見を十分に活用して賢く対応**しましょう。

NOです！

- 地域が守りたいと思っているものや大事にしていること、地域の現状や目指したい将来の姿などは、**その地域に暮らし、その地域のことを真剣に考えている人でないとわかりません。**
- また、一般的に「適応」が必要と考えられる分野や対策方法は多岐にわたりますが、**地域ごとに予算や人員などの状況は様々で、それぞれに限りがあります。**
- そのため、**優先順位を付けて的確かつ効率的に対策を進める必要**があり、そのためには「地域ごと」の計画が必要です。

「適応」に取り組むことは、将来のあなたの「まち」をより魅力的で住みたくなる場所にするということです。

| 7



→その地域の将来の気候に合った稼げる産業（農林水産業、観光業など）があり、希望や活気に溢れた「まち」

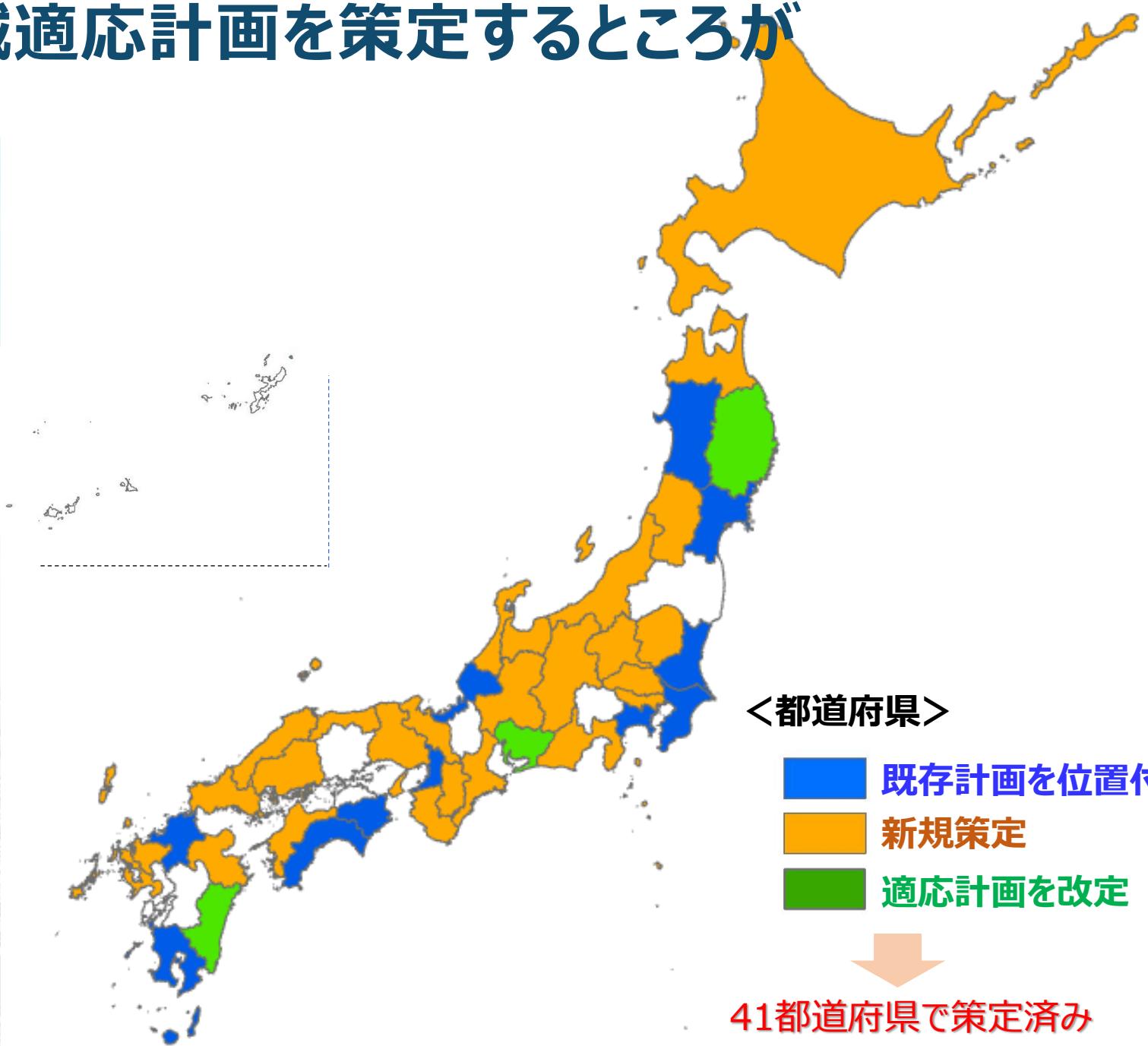
→被災や疾病リスクが少なく、安全・安心に暮らしたり事業を営んだりすることができる「まち」

→その地域の気候に合った形で自然と共存するとともにその恵みを享受し、文化的に豊かな暮らしができる「まち」

市区町村でも地域適応計画を策定するところが 増えてきています

地域気候変動適応計画の
策定状況
(令和3年6月30日現在)

都道府県 41
政令市 17
市区町村 31
計 89件



広域での地域適応計画策定の動きも（こおりやま連携中枢都市圏）

| 9

1. こおりやま連携中枢都市圏の概要

- ・国（総務省）が実施する政策である「連携中枢都市圏構想」に基づき、「こおりやま広域連携中枢都市圏」（こおりやま広域圏）を16市町村で形成
- ・構成：16市町村（5市7町4村）、中枢都市：郡山市、圏内人口：約65万人

2. こおりやま広域圏気候変動適応等推進研究会の開催

- ・「地域気候変動適応計画策定マニュアル」の手順に沿って、ワークショップ等を実施
 - ・ワークショップでは検討する分野を限定し（水環境、自然生態系、健康）、インパクトチェーン（気候変動の影響の影響とリスクに関する図示）確認と地域適応計画の試案
 - ・開催は国立環境研究所が支援
- ⇒ ワークショップの実施により、「適応」に関する理解が深まった
- ⇒ 課題：環境部局の職員だけでは、他部局の分野における施策の実態把握が困難。
広域圏の各市町村の実情・要望の取り入れがまだ不十分。

3. 「広域圏における指針（仮）」策定に向けた検討

- ・先行している郡山市で、市の地域適応計画について部局横断的な検討を実施し、そのノウハウ等を広域圏に共有
- ・各市町村の実情・要望を十分に取り入れた上で広域圏としての「指針」（広域圏の適応計画）策定を目指している

地域気候変動適応センターの設置状況

(令和3年6月30日現在)



都道府県 32

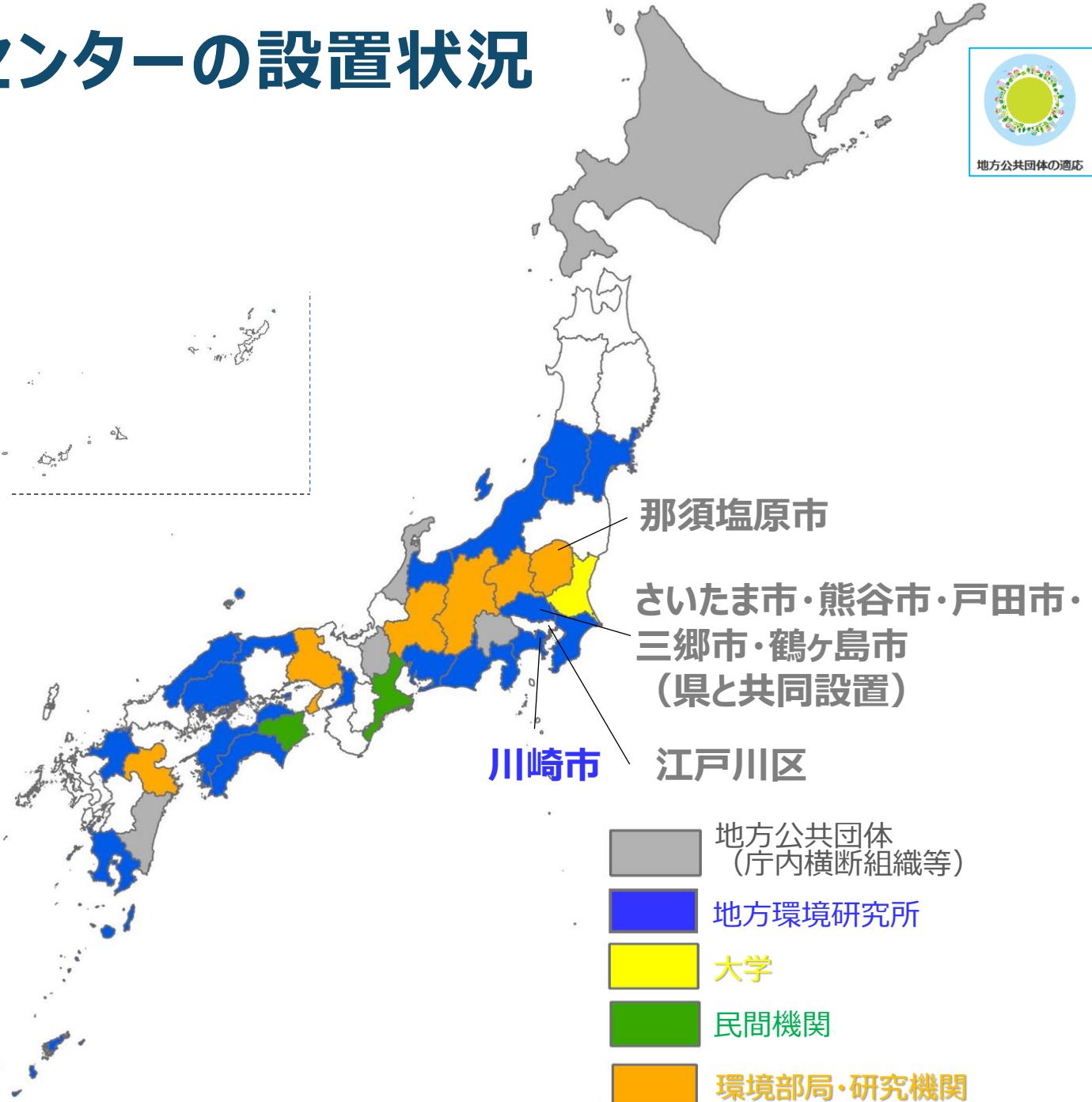
政令市 2

市区町村 6

計40 センター

- 各地方公共団体の状況に応じて設置母体は様々
- 設置要綱に記載された業務もセンターによって異なる

(ご参考) <https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/lccac/list.html>



地域気候変動適応計画について

| 11

気候変動適応法 第十二条での位置づけ：

都道府県及び市町村は、**その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため**、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

| | |
|------------------------|--|
| 目的と意義 | <ul style="list-style-type: none">科学的な知見に基づき、中長期的な視点で計画的な対策を進めること地域における優先事項を明確化し、適応を効果的・効率的に推進していくこと地域の適応を推進する上での統一した考え方や方向性を提示すること |
| 策定の主体 | <ul style="list-style-type: none">都道府県及び市町村が、それぞれ単独で策定する。共通の気候変動影響が想定される複数の都道府県・市町村が共同して策定する。 |
| 対象範囲 | <ul style="list-style-type: none">原則として、策定を行う都道府県及び市町村の区域。区域を超えた適応策が必要となる場合は、関係する他の都道府県及び市町村や国等の関係者と十分に連携・協力しながら策定する。 |
| 形式 | <ul style="list-style-type: none">独立した計画として策定する。地球温暖化対策実行計画や環境基本計画等関連する計画の一部に組み込む。 |
| 位置付け | <ul style="list-style-type: none">「適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画」であることを計画自体に明記するなど、それの状況に応じてしかるべき対応を実施する。 |
| 影響評価と 計画見直し | <ul style="list-style-type: none">最新の科学的知見を収集して、定期的に気候変動影響評価を実施する。影響評価に基づいて地域適応計画の見直しを実施する。 |

地域適応計画の構成例

| 12

| 項目 | 地域適応計画に記載する内容 |
|--------------|---|
| 計画における基本的な事項 | <ul style="list-style-type: none">・方針や目標・実施体制・計画期間、見直し時期・進捗確認の方法 |
| 区域の特徴 | <ul style="list-style-type: none">・地理的条件・社会経済状況・気候の特徴 |
| 気候変動影響に関する情報 | <ul style="list-style-type: none">・これまでに生じた気象災害・顕在化している気候変動影響・将来の気候変動影響に関する予測・気候変動影響評価結果 |
| 適応策に関する情報 | <ul style="list-style-type: none">・区域で優先的に取り組む施策・各分野の具体的な適応策 |

→目標や実施・進捗確認の体制等をしっかり整えましょう。

→自分の地域の特徴等をよく考えましょう。

→地域の観測・予測データや関係者へのヒアリング結果などの情報を整理しましょう。

→海外や他自治体の事例も参考に対策を検討しましょう。

「適応」の情報収集には、ぜひA-PLATを活用ください。

| 13

- ・ A-PLATには地域適応計画を策定する上で、役に立つコンテンツが盛り沢山！
- ・ A-PLATの使い方などは、5/11の気候変動適応研修（新任者コース）の講義動画をご覧ください！ <https://adaptation-platform.nies.go.jp/archive/conference/20210511/index.html>

The screenshot shows the A-PLAT website's information archive page for the 'Newcomer Course' held on May 11, 2021. The page includes a table with details about the event, a summary of the second lecture, and a video thumbnail for the lecture.

| | |
|----|-------------------------|
| 日時 | 令和3年5月11日（火）13:30～16:00 |
| 場所 | オンライン開催（Zoom使用） |
| 主催 | 国立環境研究所 気候変動適応センター |

講義 2
国立環境研究所による地方公共団体等支援及び気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）の使い方について

国立環境研究所 気候変動適応センター 藤田 知弘 研究員

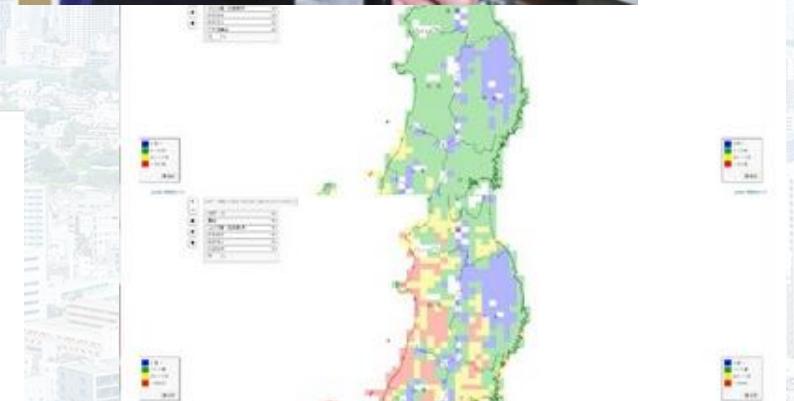
資料 (1)

国立環境研究所による地方公共団体等支援及び気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）の使い方について

国立環境研究所 気候変動適応センター

A-PLAT

NIES



- 気候変動「適応」は、あらゆる分野のステークホルダーが関係しますので、総力戦で取り組む必要があります。
- 本日は、様々な関係者の皆様から貴重な講義を聴くことができると思います。
- 本日受講される皆様が、各地域の行政機関・研究機関・事業者・市民などすべてのステークホルダーが繋がるその中心となり、地域気候変動適応計画策定を通して気候変動が予測される中でも希望や魅力ある地域の姿を描き、その実現に向けて一步を踏み出していくだければ幸いです。